

令和6年10月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和6年10月28日(月)午後3時30分	
会議場所	阿見町総合保健福祉会館(さわやかセンター) 2階 大会議室	
出席委員	出席者 教育長 立原秀一 委員 湯原敦子 委員 安江健	欠席者 委員 岡田治美 委員 小林和裕
委員以外の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長、図書館長、給食センター所長、予科練平和記念館長、学校教育課長補佐、学校教育課主任、学校教育課主事	
議題	議案第35号 阿見町放課後子ども教室事業実施要綱の制定について 議案第36号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 令和6年10月教育業務報告及び11月教育業務予定	
傍聴者	0名	
議事概要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和6年10月教育委員会定例会を開会します。 まず、会議録の確認ですが、9月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
委員	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、湯原委員を指名します。よろしくお願ひします。	
事務局	それでは審議事項に入ります。まず、議案第35号について、事務局より説明をお願いします。  ○議案第35号 阿見町放課後子ども教室事業実施要綱の制定について 資料1ページをご覧ください。放課後子ども教室事業が子ども家庭課から生涯学習課に移管したことに伴い、教育委員会告示に改め、新たに本要綱を制定するものでございます。要綱の制定に合わせまして、「町長」とある部分を「教育長」に改めます。 本要綱は、放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図ること	

	<p>を目的とした放課後子ども教室事業の実施に関し、必要な事項を定めるものです。</p> <p>参考資料として、放課後子ども教室説明会の資料をお配りしております。令和6年度は2者に事業を委託しております。放課後子ども教室は、週に1日、下校時から午後4時45分までの時間で、遊びの場、体験の場、交流の場、学びの場を提供しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第35号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>子ども家庭課から所管が移ったのはなぜでしょうか。また、説明会資料の一方には生涯学習課設置ということが書いてありますが、もう一方に設置者が書かれていないのはなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、2点目の設置者が書かれていないことにつきましては、記載漏れです。どちらも生涯学習課が設置者となっております。</p> <p>1点目については、放課後子ども教室事業は、まず、平成22年度に生涯学習課で立ち上げました。平成24年度に、並行して実施している放課後児童クラブと、放課後子ども教室の所管を合わせた方が良いでしょうということで、子ども家庭課（当時は児童福祉課）に移管しました。議員から県南地域は教育委員会が設置している事例が多いと指摘があったことと、放課後子ども教室は学校との調整も多いことから、平成30年度から協議を重ねました。その結果、子ども家庭課より教育委員会の方が学校との連携がとりやすいということで、令和5年度に生涯学習課に移管しました。</p>
委員	<p>放課後児童クラブと放課後子ども教室は何が違うのでしょうか。</p>
事務局	<p>児童クラブは下校時から午後7時まで、保護者の就労時間中の預かりを目的とした事業です。子ども教室は週に1回、下校時から午後4時45分まで、遊びや体験活動の場を提供しております。</p>
委員	<p>活動内容が異なるので、児童クラブと子ども教室では対象となる児童が異なりますよね。</p>
事務局	<p>児童クラブは保護者が日中家庭にいない児童を対象としておりますが、子ども教室は保護者の就労の有無にかかわらず、児童に体験活動を提供しております。</p>
委員	<p>小学校ごとに定員が設けられていると思うのですが、具体的な人数が</p>

	<p>説明会資料に記載されていないので、保護者はどのように判断するのでしょうか。</p>
事務局	<p>人数制限はあると思うのですが、資料への記載が漏れていました。申し訳ございません。しかし、子ども教室は学びの場でございますので、基本的には申込者を受け入れております。</p>
委員	<p>なるべく多くの希望者を受け入れるということですね。 もし希望者数が受け入れ可能人数を超えた際に、説明会資料には定員について書いてないのに入会を拒否するとなると、希望者に不親切ではないのかと思います。</p>
事務局	<p>ご指摘の通りでございます。 令和5年度までは1者に委託しており、基本的には希望者をすべて受け入れていたため、定員は設けておりませんでした。令和6年度は委託先を新たに1者追加しました。本来であれば、子ども教室は児童クラブと併用できるのですが、新たに委託した業者が運営する子ども教室では、人数の関係で児童クラブと併用できないように分けております。基本的には申し込みがあった方は受け入れており、今現在は人数を制限しなくても問題はない状況です。今後、利便性が高まって希望者が増えていく場合には、定員を示す必要があると思います。</p>
教育長	<p>他に質問がないようでしたら、議案第35号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第35号については承認されました。 次に、議案第36号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第36号 令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 別紙資料をご覧ください。こちらは個人情報となりますので、終了後に回収させていただきます。 要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。 今回は令和6年度の年度途中認定分です。要保護児童生徒認定が2名、準要保護児童生徒認定が4名となります。 説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>

教育長	ただいま事務局より、議案第36号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	「要保護」、「準要保護」の違いは何でしょうか。
事務局	「要保護児童生徒」は属する世帯が生活保護を受給している者、「準要保護児童生徒」は同一生計世帯の所得の合計が生活保護基準額の1.3倍以下の者です。
教育長	他に質問がないようでしたら、議案第36号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
事務局	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第36号については承認されました。 次に、令和6年10月教育業務報告及び11月教育業務予定を事務局からお願いします。
事務局	<p>○令和6年10月教育業務報告</p> <p>1日管理訪問指導〔阿見中・竹来中〕、辞令交付式、2日管理訪問指導〔朝日中・第一小〕、3日定例管理職会、第2回町史編さん委員会、6日あみスポーツフェスタ、7日賀詞交歓会第2回実行委員会、町校長会、9日町教頭会、学校再編検討委員会、13日伝統芸能まつり、15日あみ大使選考委員会、17日計画訪問〔本郷小〕、職員採用面接、18日町教務主任会、職員採用面接、21日令和6年度第1回行政改革推進本部会議、22日職員採用面接、23日計画訪問〔舟島小〕、24日茨城県町村教育長会視察研修会、運動会〔あさひ小〕、25日職員採用面接、26日運動会〔阿見小・君原小・第一小・第二小〕、27日あみ商工まつり、28日職員採用面接、賀詞交歓会第3回実行委員会、教育委員会定例会、29日職員採用面接、30日市町村教育長会議、31日令和6年度第2回国際交流協会理事会、職員採用面接</p> <p>○令和6年11月教育業務予定</p> <p>1日令和6年度阿見町合同研修会閉講式、職員採用面接、2日共に育む「教育の日」講演会、6日定例管理職会、町校長会、学校再編検討委員会、8日町PTA連絡協議会、10日町子育連バドミントン大会、11日計画訪問〔竹来中〕、12日町教頭会、13日令和6年度第2回市町村教育長会議、14日第2回教育支援委員会、17日町文化協会芸能発表会、20日あいさつ声かけ運動、ふるさと文芸検討委員会、21日あいさつ声かけ運動、町計画訪問〔君原小〕、22日教育委員会定例会、25日町自殺防止対策本部会議、県南教育長連絡協議会研修会、30日</p>

教育長	人権教育講演会
事務局	ただいま事務局より、10月教育業務報告及び11月教育業務予定の説明がありました。ご質問等ありましたらお願いします。
教育長	(その他協議事項、連絡事項については下記のとおり)
教育長	他に質問がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	○11月教育委員会定例会 令和6年11月22日(金)午後3時30分 吉原交流センター 2階 吉原ホール
閉会	午後4時15分

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 湯原 敦子